

災害事例

業 種：社会福祉施設
被災者：60代女性 経験年数1ヶ月
傷病名：腰椎圧迫骨折
休業見込：5ヶ月
災害発生日時：令和元年5月上旬 午後2時50分

<発生状況>

入浴介助中、洗体チェア（ストレッチャー）からベッド上に職員2人で移乗する際、中腰の体勢で足を持ち上げた。

思ったより体重のある方だったが、手を離すことができず、腰に負荷がかかった状態で腰もひねり移乗したため、腰に激痛が走り、床にしゃがみこみ立てなくなった。



<解説>

一般に、腰痛には、ぎっくり腰（腰椎ねん挫等）、椎体骨折、椎間板ヘルニア、腰痛症等があります。腰痛に密接な関連がある身体の構造として、脊椎の各椎体の間に軟骨である椎間板があり、これが脊椎の動きに際してクッションの働きをしています。また、椎体の周囲に椎間関節、じん帯及び筋肉があり、脊柱を支えています。一般的に腰痛は、これらの構造に障害が起きた場合に発生するといわれています。

腰痛は「事故の型」としては「動作の反動・無理な動作」に含まれますが、福井県内では、「転倒」、「墜落・転落」、「はさまれ・巻き込まれ」に次いで、「動作の反動・無理な動作」による死傷災害が多い事故の型となっています。

移乗介助、入浴介助及び排泄介助における対象者の抱上げは、労働者の腰部に著しく負担がかかることから、全介助の必要な対象者には、リフト等を積極的使用することを原則として、人力による抱上げは行わせないことが求められています。また、対象者が座位保持できる場合にはスライディングボード等の使用、立位保持できる場合にはスタンディングマシーン等の使用を含めて検討し、対象者に適した方法で移乗介助を行わせることが必要です。

介助対象者にできるだけ近づいて作業したり、ベッドや作業台等の高さを調節したり（作業面が低くて調節できない場合は、椅子に腰掛けて作業するか、ベッドや床に膝をつくなどして）、前屈やひねり等の姿勢を取らせないようにすることが大切です。